

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、A市に住んでいたころ、国民年金保険料をさかのぼって納付することができる制度があると姉に勧められたので加入手続をし、夫と自分の保険料をA市の職員に3回に分けて支払う約束をした。その日には支払わず、1回目は2～3日後に、2回目は2か月後に、3回目はさらに2か月後にいずれも集金に来た市の職員に支払った。同じ時に保険料を納付した夫の納付記録は残されているが、私の納付記録が残っていないのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が特例納付をしたとする昭和50年3月から同年7月ごろまでの期間は特例納付できる期間であるとともに、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、申立人の夫については、申立期間である36年4月から41年3月までの期間について、特例納付をしていることが推認できる上、申立人は、自身が夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付したとしており、納付を行った申立人のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は申立期間において商店を経営しており、経済的に困る状況はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

私は、国民年金制度ができた昭和36年当時からは国民年金保険料を納付していなかった。50年12月末に役場から特例納付を勧められたので、夫が、私の12年分の保険料を小切手と現金に分けて同じ日に納付した。

小切手で納付した4年分の国民年金保険料の納付記録があるのに、現金で納付した8年分の保険料については未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納期間が無い上、申立人の夫は、国民年金制度発足時から申立期間も含めて保険料を完納しており、申立人の申立期間に係る保険料を特例納付したとする後の昭和51年以降は、夫婦二人分の保険料を同日に納付していることが確認でき、夫婦共に納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付に係る領収書を紛失しているものの、保険料を納付した当時に使用していたものとみられる、申立期間の特例納付保険料額と一致する金額が記入された封筒を所持していることから、申立期間に係る保険料を現金で特例納付したことが推認できる。

さらに、申立人の夫は、自身の国民年金保険料が昭和36年4月から納付済みであったため、これに合わせて申立人の保険料についても同年4月までさかのぼって納付したと証言しており、その内容に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年12月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月  
② 昭和62年12月から63年9月まで  
③ 平成3年7月から6年10月まで  
④ 平成7年3月  
⑤ 平成15年8月から17年6月まで

私は、昭和61年4月に国民年金の加入手続を市役所で行って以降、国民年金保険料については、市役所から送られてきた納付書に現金を添えて、A銀行又はB銀行の窓口で、元夫の分と一緒に納付していた。

また、申立期間のうち、平成15年8月から17年6月までの期間については、市で民生委員に申請免除の手続方法を教えてもらい、市役所で手続をした。記録に誤りがあるので申立期間についてよく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②については、当時同居していた申立人の元夫が、昭和62年12月ごろ、自身と申立人の国民年金の加入手続のため市役所へ行ったと証言しているところ、元夫の国民年金手帳記号番号は63年1月に払い出されていることが確認できる上、市役所によると、加入手続後1か月程度で納付書を発行していたとしていることから、申立人に係る納付書も発行されていると推認され、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①、③及び④については、申立人及びその元夫が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周

辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間①、③及び④については、申立人が第3号被保険者ではなく、第1号被保険者として認識されたのは、平成8年3月11日であることが確認できることから、当該期間については、当時、申立人は第3号被保険者であるとして納付書が発行されなかったものと推認できる。

さらに、申立期間⑤については、市の被保険者名簿によると、平成16年2月から同年6月までの期間及び17年4月から同年6月までの期間について、免除申請が却下されていることが確認でき、却下された期間、及び同一の収入条件から審査される、却下された期間の終期から1年間をさかのぼる期間（15年8月から17年6月まで）について、免除申請が承認されたとは認め難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年12月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私は、結婚前は国民年金に加入していなかったが、昭和45年4月に結婚した際、姑が役所に行って私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後は60歳まで国民年金保険料をすべて納付しているにも関わらず、申立期間の6か月間だけ未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人は、3か月ごとに市役所で納付し、領収書の発行を受けたとしているところ、同市によれば、同支所において、申立人が主張する納付方法は可能であったとしている。

さらに、申立期間は6か月と短期間であり、申立期間において、市内での住所変更はみられるものの、申立人及びその夫の仕事に変更は無く、経済的な問題も無いとみられることから、申立期間の6か月のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月の国民年金の定額保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月

私は、申立期間当時、近所に住んでいた友人から国民年金への加入を勧められ、老後のことを考えて、昭和49年9月に市役所で国民年金に任意加入した上で、同時に付加年金の手続も行い、国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたはずなのに、社会保険庁の記録が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、第3号被保険者期間を除くすべての国民年金加入期間で付加保険料を含めて納付していることから、納付意識の高いことがうかがえる。

また、申立人の所持する国民年金手帳によると、昭和49年9月30日に国民年金に任意加入し、同日に付加保険料を納付する旨の申出も行っていることから、同月分からの定額保険料及び付加保険料を納付する意思があったものと推認できる。

さらに、市によると、国民年金の加入手続時に、申出があれば手書きの納付書を発行していたとしており、納付意識の高い申立人が、納付書を受領し、国民年金の任意加入をした昭和49年9月の定額保険料及び付加保険料を併せて納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金の定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年12月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年12月から63年9月まで  
② 平成3年7月から7年3月まで

年金に関しては、離婚した元妻がすべて管理していたため、詳細は不明だが、元妻が間違い無く国民年金保険料を納付していたとしているため申し立てた。

昭和62年12月から63年9月までは国民年金の加入手続を自分で行っており、収入も安定していた時期であるため、納付書が届いていたら納付していないとは考えられない。また、平成3年7月から7年3月までは元妻が国民年金保険料を納付していたとしているため、申立期間の記録について調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①については、申立人自身が国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年1月に払い出されていることが確認できる上、市役所によると、加入手続後1か月程度で納付書を発行していたとしていることから、申立人に係る納付書が発行されていると推認され、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人及びその元妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②において、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の元妻に係る社会保険庁のオンライン記録によると、元妻は、当該期間

において、厚生年金保険加入期間を除くすべての国民年金加入期間について国民年金保険料の納付が確認できない上、申立人の元妻が第3号被保険者ではなく、第1号被保険者として認識されたのは、平成8年3月11日であることが確認できることから、当時、申立人の元妻は第3号被保険者であるとして、納付書が発行されていなかったものと推認でき、申立人の元妻が申立人の保険料のみを納付したとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年12月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から49年3月まで

私は、自営業を営む夫の分と一緒に国民年金保険料を納付してきた。申立期間について、夫は納付済みと記録されているのに、私の分は未納とされていることに納得できない。3か月ごとに自宅に来た女性の集金人に納付し、その際、領収証を受け取っていたが、紛失してしまった。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月に国民年金に加入して以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人は、夫婦一緒に国民年金保険料を納付したとしているところ、申立期間について、申立人の夫の国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できる上、申立期間は9か月と短期間であり、申立期間の前後で申立人及びその夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化が認められないことから、申立期間の9か月のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、市によれば、申立期間当時、3か月ごとに集金人が国民年金保険料を収納し、領収証を発行していたとしており、申立内容と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 21 日まで

私は、申立期間に働いていたA社B支店を退職する際、同社の庶務係から、脱退手当金を受け取るか、受け取らずに厚生年金保険加入期間を残すかを選ぶようにと説明を受け、脱退手当金を受け取らないことを選んだ。その時、脱退手当金を受け取らないことを証する旨の証明書を受け取ったが、昭和 47 年 4 月に引っ越しをした際に紛失してしまった。後年、同社に証明書の再発行を依頼すると、オレンジ色の年金手帳が書留で郵送されてきたので、これがその証明となるものと安心していった。

65 歳の年金裁定請求に際し、納付記録を照会したところ、昭和 39 年 8 月 3 日に脱退手当金が支給されている記録となっていることが分かったが、私は受給していないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、当時のB支店において脱退手当金の代理請求を行っていたか否かは不明としている上、申立人の元同僚は、同事業所を退職後に自ら社会保険事務所で脱退手当金の受給手続を行ったと証言しており、同事業所が脱退手当金の代理請求を行っていなかった可能性が高い。

また、この元同僚は、申立人が将来の厚生年金保険の受給について話していたことを記憶していると証言している。このことは、申立人が昭和 62 年に厚生年金保険に係る年金手帳の再発行を受けている事実とも符合する。このため、申立人がA社B支店を退職した時に、脱退手当金を受給しないことを選択し、後年、将来の厚生年金保険の受給を意識していたとする申立人の主張は上記の周辺事情と一致する上、また、第3号被保険者として生活環境に特に大きな変化が無い時期に年金手帳の再発行を依頼していることからみても、申立内容の

信ぴょう性は高い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定により支給すべき額と250円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から 45 年 4 月 16 日まで

平成 18 年 8 月に、厚生年金保険の受給見込額を知るために被保険者記録を照会したところ、A社で勤務した昭和 41 年 3 月 1 日から 45 年 4 月までの約 4 年間の厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給済みとされていた。

私は、A社を退職した後、すぐに公務員になって定年まで働き続けてきたし、脱退手当金という制度についても知らなかったので、厚生年金保険を脱退し、一時金を受給したとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した後、すぐに共済組合に加入しており、脱退手当金が支給されたことになっている昭和 45 年 8 月 4 日には、既に職員として勤務していることを踏まえると、申立人が長期間勤め続ける意思があったものと認められることから、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、A社の被保険者原票に記載されている被保険者で、申立人が資格喪失した昭和 45 年 4 月の前後 4 年間に資格喪失し、かつ受給資格がある 10 人（申立人を除く。）の記録を見ると、脱退手当金を受給している者はそのうち 1 名のみであることから、事業主による代理請求が行われたとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで

私は、A 県にあった B 社に勤務していた 6 年間の厚生年金保険被保険者加入期間について、社会保険庁の記録上、脱退手当金を支給済みとされていることを、平成 9 年ごろに知った。

当時私は、事務員として労務関係の仕事をしており、脱退手当金を受給すれば将来年金を受けられなくなることを知っていたので、退職時には脱退手当金の受給を申請しなかった。また、他の従業員に支給されたこともなかった。支給済みとなっている記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において厚生年金保険被保険者証に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示をすることとされていたが、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には「脱」の表示が無い。

また、B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の整理番号の前後 14 人の女性の被保険者の記録を見ると、申立人より前に退職し、かつ、脱退手当金の受給資格を満たしていた 3 人については、いずれも脱退手当金が支給されていない。このことは、当時労務関係の業務に従事し、同事業所では脱退手当金の支給実績は無かったとする申立人の主張と一致する上、申立人が在籍している間には事業主による代理請求は行われていなかったと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 35 年 8 月 1 日に支給決定されたこととなっているが、申立人は、36 年 2 月 6 日に別の事業所で厚生年金保険に加入し、同年 9 月 1 日に同被保険者資格を喪失した直後からは国民年金保険料を納付していることから、将来の年金受給を意識していたとする申立内容は信ぴょう性が高く、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年6月1日から同年9月1日までの期間については、A社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、同社における申立人の被保険者期間のうち、資格喪失日（同年6月1日）及び資格取得日（同年9月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和26年2月28日から同年3月5日までの期間については、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同社B工場における資格喪失日に係る記録及び同社本社における資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かは明らかでないとして認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和22年6月1日から同年9月1日まで  
② 昭和26年2月28日から同年3月5日まで

私は、昭和18年9月から55年1月までA社に勤務しており、途中何回か転勤があったが退社はしたことが無い。

①の期間については、転勤もしていないため空白が発生するはずがなく、②の期間については、C県の工場からD県の本社への転勤であるので、厚生年金保険加入は継続しているはずである。ずっと同じ会社に勤めていたのに未加入期間が発生することに納得できないので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の人事に関する記録から、申立人は、昭和18年9月22日から55年1月18日まで継続して同社に勤務していたことが認められる。

- 2 社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下、「台帳E」という。）を見ると、同台帳には、A社に係る資格取得日欄に「昭和19年6月1日」、資格喪失日欄に「同日」、資格喪失の原因欄に「除外」の記載があるものの、これらの欄には二重線で抹消された形跡があり（資格取得日等の日付は確認できないが、資格喪失の原因欄に「郵年」の文字が確認できる）、同台帳では、申立期間①の期間に係る記録の変遷については記載はされておらず、当該期間は被保険者期間が継続していることが確認できる。当該期間の後については、同社B工場に係る23年1月2日（資格取得日）以降の厚生年金保険被保険者期間が記載されていることが確認できる。
- 3 社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者名簿を見ると、申立人の氏名が記載された名簿は、資格取得日が昭和18年9月22日（資格喪失日22年6月1日）の名簿（以下「名簿F」という。）及び資格取得日が22年9月1日（資格喪失日23年1月2日）の名簿（以下「名簿G」という。）があることが確認できるものの、名簿F及び名簿Gに記載された厚生年金保険の被保険者期間については、台帳Eに記載が無い。

また、名簿Fの資格喪失日欄を見ると、昭和21年10月1日の記載に抹消線が引かれた上で、22年6月1日と記載されていることが確認できる。

さらに、名簿Gでは、健康保険の番号欄が空白であり、厚生年金保険の被保険者番号欄の記号が「4101」と記載（健康保険の番号欄に記載されている者は「阪い」の記載。）されていることから、当該記録は昭和40年以降に追加記入されたものと推認される。

加えて、名簿Fの資格喪失日欄に、昭和21年10月1日の記載に抹消線が引かれた上で、22年7月1日と記載されていることが確認できる者については、名簿Gにおいて、同日が資格取得日になっており、申立人のみが異なった取扱いとなっている。
- 4 名簿Fにおいて、申立人を含む多数の者に「郵」を○で囲んだ記載があること、及び台帳Eの記載から判断すると、当時、A社は、団体郵便年金に加入していたものと推認され、当該制度に加入している場合は、労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金掛金の労働者年金保険への移管」、「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険の適用除外」及び「いったん適用除外された者が厚生年金保険に適用されるに至った場合における被保険者期間の加算」という三つの調整が行われていたことから、団体郵便年金の加入期間については厚生年金保険の被保険者であったと考えられる。
- 5 これらを総合的に判断すると、台帳E、名簿F及び名簿Gにおいて記録の齟齬がみられることから、申立人に係る被保険者記録が適正に管理されていたとは言い難く、申立人について、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格を昭和22年6月1日に喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該

処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は23年1月2日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所における申立人に係る記録から、昭和22年6月から同年8月までを600円とすることが妥当である。

6 申立期間②については、A社の人事に関する記録、雇用保険の記録及び元同僚の証言から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和26年3月1日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間（昭和26年2月）の標準報酬月額については、社会保険事務所における申立人の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 11 日から 42 年 4 月 21 日まで

私は、昭和 38 年 3 月 11 日から 42 年 4 月 21 日までの間、A社B支店に勤めていたが、社会保険庁の記録によると、同社における厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給されたこととなっている。

私には脱退手当金を請求した記憶が無い上、脱退手当金の支給決定日は、私の海外への短期留学の出発翌日であり、脱退手当金を受け取れる状況になかったので、脱退手当金を受給したという記録には納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店を昭和 42 年 4 月 20 日付けで退職した際、当時、公務員であった父親と話し合い、国民年金にすぐに加入することとしたとしているところ、社会保険庁の記録によると、申立人は、同社に係る脱退手当金の支給決定日とされる同年 5 月 25 日の直前の同年 5 月 23 日に国民年金手帳の発行を受け、同年 4 月分にさかのぼって厚生年金保険と途切れること無く国民年金保険料を納付していることが確認でき、厚生年金保険と国民年金の両方を受給する意思で国民年金に加入することとしたとする申立人の主張は信憑性が高く、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、申立人は、A社B支店を退職後、60 歳を迎えるまでの間、複数回転職しており、再就職までの間、国民年金への未加入期間が 2 回（2 か月分）あるものの、それ以外は、公的年金に途切れること無く加入している上、第四種被保険者資格を取得するなど、公的年金への加入意識及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、A社B支店によると、従業員の退職に際し、脱退手当金についての口頭説明は行っていたが、会社側が脱退手当金を代理で請求し、受領すること

は無かったとしている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 26 日から 34 年 6 月 21 日まで  
② 昭和 34 年 6 月 21 日から 38 年 12 月 31 日まで

60 歳になる前に、A社に勤めていたころの元同僚から、「A社で厚生年金保険に加入していたから、手続きをすれば年金がもらえる。」と教えられ、社会保険事務所で確認したところ、B社に勤めていたころの期間を含め、若いころに勤めていた期間については、すでに脱退手当金を受給していると知らされた。C県で勤めていた昭和 31 年 3 月から 38 年 12 月までの期間について、その当時、厚生年金保険に加入していることすら知らなかった私が、A社を辞めてすぐに脱退手当金の請求をするはずもないので、調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所のうち、申立人が最後に勤務したA社において、昭和 38 年 8 月まで総務人事課に所属し、社会保険関係の事務を担当していた元同僚の証言によると、同事業所では脱退手当金の代理請求は行っておらず、元同僚自身は自分で請求手続を行ったとしており、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、脱退手当金を請求する際、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間を対象として請求するものであるところ、申立期間に係る最初の勤務先であるB社の被保険者名簿には、申立人に係る脱退手当金の請求日が昭和 39 年 2 月 17 日である旨記されているが、これに続く最後の事業所であるA社の被保険者原票には、脱退手当金の請求日が同年 3 月 30 日である旨記されており、脱退手当金裁定請求書が別々に提出されていることになっている上、A社を退職して間もない同年 2 月 17 日に、この前の職場であるB社の厚生年金保険被保険者期間についてのみ申請し、A社における同期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和36年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月21日から37年2月21日まで

昭和27年6月から平成9年8月までA社に勤務したが、昭和36年12月21日付けで本社からB営業所に転勤した際、事務処理上のミスにより厚生年金保険被保険者記録に2か月の空白期間が生じた。給料から厚生年金保険料を継続して控除されていたはずであり、調査の上、記録を修正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、給与・賞与支払台帳、複数の元同僚の証言及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務（昭和36年12月21日に本社から同社B営業所へ異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社の給与・賞与支払台帳の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社人事課の担当者は、詳細は不明であるとしているものの、複数の元同僚は、当時の同社C営業所の人事担当者のミスではないかと証言していることから、同社B営業所に勤務していた者の厚生年金保険の保険料納付等の手続を行っていた同社C営業所が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年5月から38年4月までの期間についてA社に勤務していたことが認められる、かつ、事業主（A社）は、申立人が37年5月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、38年5月25日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を37年5月26日に、同資格喪失日に係る記録を38年5月25日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和37年5月から同年9月までを2万8,000円、37年10月から38年4月までを2万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年4月

B県から実兄及び義兄を頼り、C社に入社し（実兄及び義兄は昭和36年4月から同社に勤務）、溶接、穴あけ加工、組立て等に従事していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和37年5月26日から38年5月25日までの期間については、社会保険事務所の保管する、A社に係る被保険者名簿の中に、申立人とは生年月日が異なる（昭和11年5月10日）が同姓同名の者（昭和37年5月26日資格取得、38年5月25日資格喪失）で基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は「C社は大きい会社で、工場内に下請会社としてA社があり、そこで作業していた。」としており、実兄や義兄についても、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によれば、別の加入記録を申立人の基礎年金番号に統合する際に、生年月日に変更（昭和11年5月10日から同年12月10日に

変更) されていることが確認できることから、当該未統合記録は申立人のものであると認められ、未統合期間において申立人がA社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和37年5月から同年9月までは2万8,000円、37年10月から38年4月までは2万4,000円とすることが妥当である。

一方、未統合記録の期間を除く申立期間については、申立人がC社(又はA社。以下同じ。)に勤務していたかどうかについて、複数の元従業員の証言からは確認できない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)も無い。

また、社会保険庁が保管する申立てに係る事業所の被保険者名簿には、健康保険番号に欠番も無く、厚生年金保険加入記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない上、当該期間における当該事業所に係る申立人の雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、未統合記録の期間を除く申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年7月27日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を3万9,000円とすること、及び同社C支店における資格取得日に係る記録を49年1月26日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月27日から同年8月1日まで  
② 昭和49年1月26日から同年2月1日まで

私は、昭和38年4月1日から平成8年1月31日まで継続してA社に勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している申立期間を、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険被保険者記録から、申立人は、同社において昭和38年4月1日から平成8年1月31日までの間、継続して勤務し（40年7月27日に同社D支店から同社B支店に異動、及び49年1月26日に同社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①については、A社B支店における社会保険事務所の記録から、標準報酬月額を3万9,000円とし、申立期間②については、同社C支店における同記録から、標準報酬月額を19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、申立人の厚生年金保険料を納付していたものと思料するとしているが、新任店においては前任店の資格喪失日を資格取得日とすべき

ところ、誤った届けを行った可能性もあるとしている上、申立期間②のB支店では、前任店は違うものの、申立人と同様に空白期間のある者も確認できることを踏まえると、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を、申立期間①については、昭和40年8月1日とし、申立期間②については、49年2月1日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和35年6月20日に、同出張所における資格喪失日に係る記録を40年4月1日に、同社C営業所における資格取得日に係る記録を40年4月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を、35年6月から同年8月までは1万2,000円、40年3月及び同年4月は3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月20日から同年9月26日まで  
② 昭和40年3月31日から同年4月1日まで  
③ 昭和40年4月1日から同年5月1日まで

昭和32年4月10日に入社し、平成5年7月31日に定年退職するまで同一会社に在職し、正社員として月給を毎月受け取っていた。月給から、社会保険料（厚生年金、失業保険等）を天引きされていた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社発行の在職証明書及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務（昭和35年6月20日に同社D営業所から同社B出張所へ異動、及び40年4月1日に同社B出張所から同社C営業所へ異動）していたことが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、A社B出張所に係る社会保険事務所の記録から、昭和35年6月から同年8月までを1万2,000円、40年3月を3万円とし、申立期間③（40年4月）の標準報酬月額については、同社C営業所に係る社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周

辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無い場合、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年2月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かは明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月22日から同年3月1日まで

昭和40年2月22日付けでA社C支店からB支店に転勤となった。当時の社内規定では発令日を含め7日以内に新任店へ着任することになっていたため、厚生年金保険被保険者記録が空白になったと思われる。在職期間証明書から、継続勤務は明らかであるので、年金記録の訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の在職期間証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和40年2月22日に同社C支店から同社B支店へ異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、納付したか否かは明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を平成3年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月31日から同年8月1日まで

A社では厚生年金保険料を12か月分控除されたが、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成3年7月31日となっているため、厚生年金保険の記録が1か月欠落している。社会保険料の控除を確認できる、2年及び3年の源泉徴収票を添付するので年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保有する資料「退職承認について」では、申立人の勤続期間が平成2年7月18日から3年7月31日までとなっていることから、申立人が同年7月31日まで勤務したことが確認でき、平成3年分の源泉徴収票から厚生年金保険料の控除が確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は喪失届の届出において誤った処理をしたと証言していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和27年9月20日に、資格喪失日に係る記録を28年1月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かは明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月 20 日から 28 年 1 月 8 日まで

A社に勤務していた42年間のうち、昭和27年9月から同年12月までの4か月間について、会社が厚生年金保険料を支払っていない事実を知った。当該期間については、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における在籍証明書及び複数の元同僚の証言により、申立人が、同社に継続して勤務し（昭和27年9月20日から28年1月8日まで同社B出張所に勤務）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年10月から18年4月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を15年10月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年10月から17年8月までは30万円、17年9月から18年4月までは32万円、標準賞与額に係る記録を、15年12月10日及び16年7月9日は2万円、同年12月13日は4万2,000円、17年7月8日は6万1,000円、同年12月13日は7万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月16日から18年5月1日まで

平成15年9月に社員として雇用契約し、同年11月の給与から保険料が控除されていたが、厚生年金保険の加入が18年5月になっており納得できない。資格取得手続のミスがあったと会社から謝罪があり、早急に記録を訂正すると聞いているので、よろしくお願いします。

## 第3 委員会の判断の理由

社員名簿及び雇用保険被保険者通知書により、申立人が申立期間にA社において雇用されていたことが確認できる上、賃金台帳により、平成15年11月から20年8月まで厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、事業主は、平成15年9月16日に申立人を含む3人を雇い入れた際に、厚生年金保険の加入手続を怠ったことを認めており、時効の2年を経過している期間の記録を回復するため、申立人から委任を受けて第三者委員会に申し立てを行っている。

ただし、事業主が、厚生年金保険料は翌月控除であるとしていることから、平成15年9月については被保険者期間であると認めることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成15年10月から18年4月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額から判断して、当該期間の標準報酬月額については、平成15年10月から17年8月までは30万円、17年9月から18年4月までは32万円、標準賞与額については、15年12月10日及び16年7月9日は2万円、同年12月13日は4万2,000円、17年7月8日は6万1,000円、同年12月13日は7万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が届出を怠ったと認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料については納入の告知を行っておらず(その後に納付される保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年10月から18年4月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を15年10月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年10月から16年8月までは30万円、16年9月から18年4月までは32万円、標準賞与額に係る記録を、15年12月10日及び16年7月9日は2万円、同年12月13日は4万2,000円、17年7月8日は6万1,000円、同年12月13日は7万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月16日から18年5月1日まで

平成15年9月に社員として雇用契約し、同年11月の給与から保険料が控除されていたが、厚生年金保険の加入が18年5月になっており納得できない。資格取得手続のミスがあったと会社から謝罪があり、早急に記録を訂正すると聞いているので、よろしくお願いします。

## 第3 委員会の判断の理由

社員名簿及び雇用保険被保険者通知書により、申立人が申立期間にA社において雇用されていたことが確認できる上、賃金台帳により、平成15年11月から20年6月まで厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、事業主は、平成15年9月16日に申立人を含む3人を雇い入れた際に、厚生年金保険の加入手続を怠ったことを認めており、時効の2年を経過している期間の記録を回復するため、申立人から委任を受けて第三者委員会に申し立てを行っている。

ただし、事業主が、厚生年金保険料は翌月控除であるとしていることから、平成15年9月については被保険者期間であると認めることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成15年10月から18年4月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額から判断して、当該期間の標準報酬月額については、平成15年10月から16年8月までは30万円、16年9月から18年4月までは32万円、標準賞与額については、15年12月10日及び16年7月9日は2万円、同年12月13日は4万2,000円、17年7月8日は6万1,000円、同年12月13日は7万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が届出を怠ったと認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料については納入の告知を行っておらず(その後に納付される保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年10月から18年4月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を15年10月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年10月から16年8月までは30万円、16年9月から18年4月までは32万円、標準賞与額に係る記録を、15年12月10日及び16年7月9日は2万円、同年12月13日は4万2,000円、17年7月8日は6万1,000円、同年12月13日は7万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月16日から18年5月1日まで

平成15年9月に社員として雇用契約し、同年11月の給与から保険料が控除されていたが、厚生年金保険の加入が18年5月になっており納付できない。資格取得手続のミスがあったと会社から謝罪があり、早急に記録を訂正すると聞いているので、よろしくお願ひします。

## 第3 委員会の判断の理由

社員名簿及び雇用保険被保険者通知書により、申立人が申立期間にA社に雇用されていたことが確認できる上、賃金台帳により、平成15年11月から20年8月まで厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、事業主は、平成15年9月16日に申立人を含む3人を雇い入れた際に、厚生年金保険の加入手続を怠ったことを認めており、時効の2年を経過している期間の記録を回復するため、申立人から委任を受けて第三者委員会に申し立てを行っている。

ただし、事業主が、厚生年金保険料は翌月控除であるとしていることから、平成15年9月については被保険者期間であると認めることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成15年10月から18年4月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額から判断して、当該期間の標準報酬月額については、平成15年10月から16年8月までは30万円、16年9月から18年4月までは32万円、標準賞与額については、15年12月10日及び16年7月9日は2万円、同年12月13日は4万2,000円、17年7月8日は6万1,000円、同年12月13日は7万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が届出を怠ったと認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料については納入の告知を行っておらず(その後に納付される保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から3年3月まで

私は、平成3年4月ごろ、当時21歳で学生であったが、国民年金のことを知って、市役所の出張所で加入手続をした。手続の際、「20歳からの保険料をさかのぼって納付できる。これは任意だが、納付することによって、将来、年金を満額受け取れる。」と説明を受け、約1年半分の国民年金保険料約20万円を一括して納付した。

平成19年8月に申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いことを知ったが、申立期間当時、保険料を仕送りから何とか工面して、駅のすぐそばの郵便局で納付したことをよく覚えているので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金制度では、20歳以上の学生については、平成3年4月から強制加入となった。申立人は、平成3年4月ごろに市役所の出張所で国民年金の加入手続を行うとともに、20歳にさかのぼって約20万円の保険料を一括して納付したと申し立てているが、申立期間については強制加入となる前の任意加入対象期間であり、当該期間については、さかのぼって保険料を納めることができないため、申立人は、申立期間についての保険料を、制度上、納付することはできなかった。

また、社会保険庁のオンラインシステム上も、申立期間の国民年金保険料を納付扱いとすることはできず、仮に申立期間に係る国民年金保険料を納付していた場合には、納付した保険料は還付されることとなるが、還付した記録も確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から49年3月まで

私は、昭和50年か51年ごろ、特例納付により未納分の国民年金保険料を納付できるということを広報で知り、市の公民館前で国民年金の加入手続をした。その際、未納期間に係る納付書を受け取ったが、保険料が高額だったので、後日改めて納付した。領収書は紛失しており、現在保有していない。

平成19年7月に、社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料が未納だと言われたが、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、①申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年1月に払い出されていること、及び②申立人は50年12月に昭和49年度分の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるため、申立人は50年12月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。この時点において、制度上、特例納付の対象となる期間は、36年4月から48年3月までの期間であるため、未納期間の保険料をすべて納付するためには、39年8月から48年3月までの保険料を特例納付するとともに、48年4月から50年3月までの保険料を過年度納付する必要がある。しかし、社会保険庁の特殊台帳の記録によると、申立人は、上記のとおり、49年4月から50年3月までの1年分の保険料を50年12月に過年度納付していることが確認できるものの、48年4月から49年3月までの保険料については、過年度納付したことが確認できない上、当該記録に不自然な点もみられない。このことから、申立人は、50年12月に49年度の1年分の保険料を過年度納付しているものの、特例納付を含めた申立期間の保険料を納付していないものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資

料（確定申告書、家計簿等）が無い上、納付した金額についての申立人の記憶もあいまいであり、ほかに申立期間について保険料を特例納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年6月まで

私は、昭和46年からA市の現住所に住み始めたが、かねてから母に国民年金に加入しておくよう言われていたので、47年ごろ、A市役所にて加入手続を行った。同年7月に市の職員と名乗る女性の集金人が自宅に来たとき、私が「もっと早くから加入しておけば良かった。」と話したところ、その集金人に「今からでもさかのぼってかけられますよ。」と言われたので、次の集金日（同年12月11日）に、自宅で集金人に申立期間の保険料をまとめて納付した。納付した金額は預金から引き出すほどの大金ではなく、夫のボーナスも支給されていた時期だったので自宅にある現金で納付した。確か5～6万円程度だったと思う。

その当時、3人の子供の子育てや義母の介護で忙しくしており、領収書をもらったかどうか覚えていない。また、年金に加入して日も浅かったため、年金の内容がはっきり分からなかったが、さかのぼって納付した申立期間の納付記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人がさかのぼって国民年金保険料を納付したとする昭和47年12月11日は特例納付期間ではないため、申立人は36年4月までさかのぼって保険料を納付することができない上、申立人の所持する国民年金手帳において、任意加入により47年7月29日に資格取得している旨の記載が確認できることから、申立期間は国民年金の被保険者としては取り扱われておらず、記録上も

制度上も国民年金に未加入の期間となる。

さらに、昭和45年9月5日付けの「広報」において、時効保険料も納付できるとの記載が確認できるものの、対象者は強制加入者と高齢任意加入者に限られ、任意加入者（配偶者が厚生年金保険加入者等）は対象とならない上、納付できる期間は47年6月30日までとなっており、A市においては法令に基づく特例納付制度に従った取扱いがなされていることが確認できる。

加えて、申立人は集金人に申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、A市によると、集金人が特例納付に係る保険料を収納することは無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年9月まで

私は、申立期間当時、自営業を営んでいた。税務署に青色申告をしたら、国民年金も強制なので入らなくてはいけないということで入ったと思う。市役所から国民年金保険料を納付するようとの通知が届いたので、自分で納付していた。当時、自営業もうまくいっていたので保険料は十分納付できた。金額は、結構高いと思いつつも払った覚えがある。昭和40年10月から事業を開始したのでそれまでは国民年金保険料を払っていたと思う。国民年金保険料を納付していたことを示すような資料については震災で罹災し住居が全壊したため残っていない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号の払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認出来ない上、市においても、申立人に係る国民年金被保険者台帳が作成されたことが確認できず、国民年金被保険者索引票を見ても申立人に該当する者は見当たらない。

さらに、申立人は、加入手続、保険料納付方法、国民年金手帳及び当時の国民年金保険料額についての記憶が曖昧であり、ほかに申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の妻についても、申立期間については未加入期間となっており、国民年金保険料の納付は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 16 日から 42 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 12 月 16 日から 42 年 11 月 30 日まで A 県の B 社に勤めていたが、社会保険庁の記録によると、同社における厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金が支給されたこととなっている。

私には脱退手当金を請求した覚えは無く、退職直後の昭和 42 年 12 月 4 日に C 県から D 県に転居し、当時使用していた銀行口座を転居前に閉鎖しており、脱退手当金を受け取れる状況になかったため、脱退手当金を受給したという記録には納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する B 社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票を見ると、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 15 日後の昭和 42 年 12 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、B 社を退職した昭和 42 年 11 月 30 日以降、50 年 4 月までの約 7 年半（国民年金手帳記号番号払出日は同年 8 月 21 日）、国民年金などの公的年金に加入しておらず、退職時において年金の加入期間を通算して確保しようとした意思は明らかで、そのほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月1日から31年9月1日まで

私は、昭和24年4月1日から31年8月末までの間、継続してA社において勤務していたが、私の厚生年金保険被保険者資格は、26年1月1日付けで喪失しており、申立期間には給料から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和24年4月1日から31年8月末までの間、継続してA社において勤務していたとしているところ、当時の取引先の元営業課長によると、申立人は、同年8月末まで同社で勤務していたとしており、申立人が申立期間中、同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、A社は、申立人が同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した約半年後の昭和26年6月30日付けで全喪失していることが確認でき（その後、35年2月1日に再度適用事業所となる。）、申立期間のうち、26年7月1日から31年9月1日までの期間は厚生年金保険適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、A社は、申立人が同社において勤務を開始した1か月後の昭和24年5月1日に、申立人及び事業主を含む17人を被保険者として厚生年金保険の新規適用を受け、その後も従業員の採用等に係る厚生年金保険被保険者資格の得喪の届出を行い、25年12月31日時点では事業主を含む15人（新規適用時からの在籍者6人、その後の採用者9人）が厚生年金保険被保険者であったが、事業主を除く新規適用時からの在籍者5人全員が26年1月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失し、4人が同年6月28日付けで喪失、事業主を含む残り6人が同月30日付けで全喪失していること

が確認できる。

さらに、申立人は、「A社では、昭和26年ごろから給与の遅配があった。」としていることから、事業主が経済的な事情により、従業員の厚生年金保険被保険者資格を順次喪失させる旨の届出を行っていたことが考えられる。

加えて、A社は、昭和49年10月1日付けで解散し、事業主及び多くの従業員が既に死亡していることから、当時の状況を確認することができない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月9日から37年1月1日まで

私は以前A社に勤務していたが、知人に勧められ、昭和54年6月9日、厚生年金保険被保険者の記録を社会保険事務所において念のため確認し、手帳の類を会社から元々もらっていなかったので手帳を発行してもらい、社会保険事務所の職員から、手書きの台帳まで見せてもらって、脱退手当金の支払記録が無いことを確認した。

その際には、同じくA社に勤務していた妹が同行していたが、妹は脱退手当金を受給しており、そのことも台帳で確認した。

60歳になって社会保険事務所に行ったところ、厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金が支払済みであるといわれたので、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者台帳において、整理番号が申立人(984番)の前後(900番から1100番まで)の被保険者及び申立人の妹(1521番)の前後(1400番から1550番まで)の被保険者(約300人)について調査したところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和37年4月前後に資格喪失し、脱退手当金の受給要件となる2年以上の被保険者期間がある女性が23人(申立人を含む。)確認でき、このうち22人が資格喪失後4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、支給決定日が同一の者が3人存在することから、当該事業所においては、申立人を含め退職者の脱退手当金について代理請求を行っていたものと考えられる。

また、申立人が所持している厚生年金手帳は、昭和54年6月5日に再発行されたものであり、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が無いものの、社会保険事務所によると、当時、年金記録照会時等に年金手帳を再交付してい

たが、「脱」表示をしていないこともあったとしている。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月14日から27年10月3日まで

企業年金及び雇用保険被保険者証の資格取得日は会社の発令情報のとおり、昭和25年6月14日となっているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が27年10月3日になっており、実際の入社日と異なっている。私と同時期に入社した者は、入社と同時期から厚生年金保険被保険者期間があり、私だけ入社時期と同時期から厚生年金保険被保険者の期間が無いのは納得できない。また、雇用保険被保険者証に記載されているとおり、私の名前が誤って届出されており、給与明細も同様に間違っていたと思うので、社会保険事務所でも誤って登録されているかもしれないので、調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

在籍期間証明書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社B支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が同じ日にA社B支店で採用されたとする元同僚二人のうち一人については、同事業所における厚生年金保険被保険者期間が無く、他の一人は、申立人と同じ日に同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している上、「厚生年金の記録のある昭和27年10月3日以前から同事業所に勤務し、給料も同事業所からもらっていたが、厚生年金の記録が始まっている日が正式に採用された日であると思う。また、正式採用になった後に、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と証言している。

また、申立人が同時期に入社し、入社時から厚生年金保険の被保険者期間があるとしている別の元同僚については、A社の本店採用であり、本店採用であった他の者と厚生年金保険被保険者の資格取得日が同じであることが確認で

きる上、社会保険事務所の記録では、同社B支店において昭和27年10月3日に厚生年金保険被保険者資格を取得している22人（申立人を含む。）のうち、同支店での入社日が確認できた4人（申立人及び上述の証言をしている元同僚を除く。）については、入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日に相違（3か月から1年3か月）があることが確認できる。

さらに、A社B支店の担当者は、「当時は、個人事業を営んでいた会社と、協力班という形で業務提携していたが、徐々に直接雇用に移り替えていった経緯がある。」としており、申立期間当時の同事業所の元担当者（給与計算及び社会保険関係事務担当）は、「厚生年金保険に加入していない者から厚生年金保険料を控除する事は無い。」と証言していることから、申立期間当時、事業主は、支店採用であった者を入社と同時に厚生年金保険に加入させておらず、加入させていなかった者からは保険料を控除していなかったと推認される。

加えて、申立人は、厚生年金保険の記録において誤った氏名で記録されているかもしれないと主張しているところ、社会保険事務所の管理する厚生年金保険被保険者払出簿及びA社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿の氏名は、誤った氏名が記載され訂正がされていることが確認できるものの、氏名訂正の手続が適正に行われている上（雇用保険の記録においても氏名が訂正されていることが確認できる。）、これらの名簿においては申立期間当時に申立人の氏名の記載は無く、健康保険番号に欠番も見当たらず、記録に不自然な点は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 1 月 25 日から 39 年 8 月 30 日まで  
昭和 25 年 1 月から 39 年 8 月までの 14 年間、A 市の B 社に勤め、厚生年金保険に加入していました。社会保険事務所に確認すると、その期間については脱退手当金を受給していると回答がありました。脱退手当金は一切受け取ったことはありません。また、65 歳になるまで社会保険事務所に行ったことはありません。調査願います。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 40 年 1 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 32 年から 40 年にかけて当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失した者のうち、脱退手当金の受給資格がある 42 人中 31 人について脱退手当金を受給していることが確認できるほか、脱退手当金を受給している者のうち 27 人が半年以内に支給決定されていることから、従業員の退職の際に当該事業所が脱退手当金を代理請求していたことがうかがえる。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月15日から32年7月1日まで

私は、昭和28年2月4日にA社に入社し、30年5月ごろから会社のガレージ2階に住み、33年3月3日まで継続して勤務していた。その間、一度も会社を辞めていないのに、30年2月15日から32年7月1日までの厚生年金保険の被保険者期間が欠落している。

給与から保険料が控除されていたはずで、納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶が明確ではない。

また、申立人が、A社において昭和32年までトラックに同乗していたとする元同僚については、29年11月に同社を退職したことが確認できる上、申立期間当時、同社に在籍していた元従業員12人のうち4人は申立人のことを覚えておらず、他の8人は申立人のことを覚えているものの、申立期間に申立人が勤務していたかどうかについては分からないとしており、申立人の申立期間における同社での勤務状況が明確ではない。

さらに、社会保険事務所におけるA社に係る被保険者名簿を見ると、申立期間に係る当該名簿の健康保険番号は連番で、欠番は無く、当該記録に不自然な点はみられない上、社会保険庁における申立人に係る被保険者台帳の記録においても、資格喪失の年月日欄に「30年2月15日」、原因欄に「退職」と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 2 月 10 日まで

私は、申立期間にA社で仕事をしていた。勤務は1日8時間、1か月の勤務日数は25日であったことを覚えている。社会保険事務所の厚生年金保険の記録を確認したところ、当該事業所での私の加入記録が無いので納得できない。確かに勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な申立内容並びに当時の元同僚及び元事業主の家族等の証言から、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社における当時の元同僚及び元事業主の家族等からは、申立人が申立期間に同事業所において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言が得られない上、同事業所は既に廃業し、人事記録、在籍証明等がすべて滅失しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することはできない。

また、元同僚は、「当時、A社には、中学校を卒業して採用された者について12か月間の試用期間があり、私も12か月間は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言しており、社会保険庁の記録から、当該元同僚が同事業所において17歳で厚生年金保険被保険者資格取得していることが確認できることから、同事業所では一定期間の試用期間があったことが推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管している申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は記載されていない上、同名簿の整理番号には欠番も無く、記録に不自然な点はみられない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月から 34 年 11 月まで  
② 昭和 36 年 2 月から同年 6 月まで

私は、A社B工場に勤務していたが、会社都合による退職の際に厚生年金保険証書を交付され、以降の就職の際は必ず厚生年金保険証書を勤務先に提出するように説明を受けた。その後昭和33年1月31日に運転免許を取得し、同年2月に父方の叔母<sup>おば</sup>が専務を務めるC社に就職した。申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な申立内容及び複数の元同僚等の証言から、申立人が申立期間中において、C社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関係資料(給与明細書等)は無い上、事業主は当時の記録を保管しておらず、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当時の元同僚等に聴取したところ、申立人が同事業所に勤務していたことを推認できる証言は得られたものの、当時、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所が管理する同事業所に係る厚生年金被保険者名簿に申立人の氏名は記載されておらず、同名簿に不自然な点もみられない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A社からB校教官として出向中、それぞれから給料が出ており、給料から国家公務員共済組合費と船員保険料が引かれていた。保険料の二重払いを避けるため、昭和 34 年 8 月分のA社の給料から船員保険料を引くのを止めてもらったが、同年 5 月分から同年 7 月分については船員保険料を払ったのは間違い無いので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B校の勤務記録により、申立人は昭和 34 年 4 月 25 日から 35 年 3 月 31 日まで、「文部教官教育職 2 等級(B校教諭)」であったことが確認できることから、恩給法第 20 条第 2 項第 3 号の規定により、申立期間当時申立人は、恩給法の適用がある者に該当する。

また、船員保険法第 17 条の規定により、国に使用される者で恩給法の適用がある者は、船員保険の被保険者にならないとされている。

さらに、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿により、申立人の船員保険の被保険者資格喪失日が昭和 34 年 5 月 1 日であることが確認できる上、A社が保管する申立人に係る船員保険の被保険者資格についての手続記録からも、同日が資格喪失日であることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、船員保険被保険者であったと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月 6 日から 42 年 12 月 30 日まで  
: ② 昭和 43 年 6 月 8 日から 46 年 7 月 1 日まで

A社及びB社に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者期間について、私は脱退手当金をもらった覚えが無いので、申立期間について被保険者期間であることの確認を求める。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録に、申立期間の脱退手当金の支給記録があるほか、申立人に係る被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、同表示は、同様に脱退手当金を受給している他の2名の元同僚の記録にも見られる。

また、社会保険事務所は、申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書を保有しており、当該請求書等には、申立人の押印がある上、小切手の交付日等が確認できる。

さらに、脱退手当金を支給する場合は、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間より前の3事業所に係る申立人の被保険者期間については、その計算の基礎とされていないが、当該3事業所と申立期間に係る2事業所とは異なった被保険者記号番号で管理されていたこと、及び脱退手当金裁定請求書の「前に被保険者として使用された事業所の名称・所在地及び勤続期間」の欄に、申立期間の2事業所のみが記入され、申立期間前の3事業所は記入されていないことから、申立人は、その3事業所での被保険者期間を確認しないまま、脱退手当金の請求を行ったことが確認できる。

加えて、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。